

圏央道八王子城跡トンネル建設と国指定史跡八王子城跡の環境保全に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年十二月三日

小池 晃

参議院議長 江田 五月殿

圏央道八王子城跡トンネル建設と国指定史跡八王子城跡の環境保全に関する質問主意書

平成十一年十月に、圏央道八王子城跡トンネル工事が着工された。それに先立ち建設省相武国道事務所は「国指定の史跡である八王子城跡の下をトンネルで通過することから、工事前及び工事中に詳細な水文・地質調査を行い、必要に応じて適切な止水対策等を図ることによって地表面の水環境を保全する」と発表した。その後、八王子城跡「御主殿の滝」の滝涸れ、城山川の表流水の減少など、トンネル工事による水環境の変化が繰り返し明らかになった。そして、地下水位についても急激な低下が起こり、トンネルの完成・供用開始後も水位の回復は頭打ちの状態で推移し、工事前の水位であった三百四十八メートルに対して三百三十九メートル前後のところにとどまったままである（本年十月十四日時点）。八王子城跡を管理する八王子市教育委員会は、東京都、文化庁とも協議し、「（八王子城跡の水環境が工事の）施行完了後も復することのない場合」は必要な対策を講ずるよう求めている。

そこで、以下質問する。

一 平成十七年五月に八王子城跡「御主殿の滝」が涸れた後、同年六月三日、国土交通省のトンネル技術検討委員会（以下「トンネル技術検討委員会」という。）は、「（城山川下流の）『御主殿の滝』の河川水

が涸れたのは、平成十七年春季の少雨傾向によるものであり、八王子城跡トンネル掘削の影響ではないと考えられる」との見解を示した。そして、「八王子城跡は地山浅部と岩盤深部が不透水層により遮断されているため、トンネル掘削が地域の水文環境に与える影響は少ないと考えられる」とし、その根拠に「坎井」（浅部地下水位）と「観測孔2」（深部地下水位）との非関連性をよりどころにしていた。しかし、平成十八年四月二十六日のトンネル技術検討委員会は、「現時点において『御主殿の滝』の流量に対するトンネル施工との関係について明確に説明できないため、さらに原因を検討するための調査・整理を行う必要がある」と見解を変更した。そうであれば、「水涸れ、滝涸れ」とトンネル掘削工事の因果関係の当否を見極めるには、坎井と観測孔2の関連性を見るだけでは不十分で、他の要因の存在にも目を向ける必要性を示しており、その解明こそが求められている。原因を検討するための調査・整理はどのように行われたか。具体的資料・データを基に明らかにされたい。

二 平成十七年十月十九日から拡幅掘削工事に進んだとき、観測孔2の地下水位が三十五メートルも急低下した。その際、城山川の流量計に大きな変化が見られた。この原因についてどのような調査を行い、どのような結果が得られたか。具体的資料・データを含めて明らかにされたい。

三 平成十八年四月に立ち上げられた国土交通省の八王子城跡水環境保全施工対策チームは、「御主殿の滝の水涸れ」、「城山川の表流水の減少」について、どのような事実を把握し、どのように原因調査を行ったのか。その結果どのような結論に至ったのか明らかにされたい。また、その際、「トンネル施工に当たり、監視項目と施工管理項目について管理値を定め監視をしつかり行う」とされたが、監視を行ったにもかかわらず表流水の減少原因が明確にできない場合には、どのような対策を講じるのか明らかにされたい。

四 八王子城跡トンネルの完成・供用開始後も、観測孔²の深部地下水位は工事前の水準に回復していないことについて政府の認識を示されたい。また、この事態に対しどのような対策を講じているのか明らかにされたい。

五 文化庁は、平成十年四月二十八日付けで、「1、工事に際しては、八王子市教育委員会職員（埋蔵文化財担当）の立会いを求めること。2、その他、実施にあたっては、東京都教育委員会の指示を受けること」の条件を付して八王子城跡トンネル掘削工事に同意していたが、この条件はどのように実行されたか明らかにされたい。

六 トンネル技術検討委員会の議事録が公開されていない理由を明らかにされたい。また、客観的な判断を仰ぐためにも公開すべきと思うが、政府の認識を示されたい。

右質問する。